

データベース利用に関する誓約書

1. マイクロアレイセンターは、当センターで行ったアレイ実験に関し、(1) マイクロアレイ実験システムを利用した研究グループ代表者及び担当者の所属・氏名；(2) アレイ実験データ；(3) 実験に供した RNA サンプルに関する情報 [即ち、サンプル RNA 調製用植物の育成・処理条件、RNA 調製に用いた組織・細胞など、アレイ実験申込みの際に「マイクロアレイシステム利用フォーム」に記入して頂いた情報すべて]について、(1)(2)(3)すべてをイネ遺伝子発現データベース (以下、Rice Expression Database: RED と略記する)に格納する。
2. アレイ実験システム利用者は、アレイ実験データ一般公開に先立って、一年間の「アレイ実験データ共同閲覧・共同利用権限」を希望すれば、その権限を得ることが出来る。本権限を得るためには、本誓約書の内容に同意することが必要である。当該利用者自らのアレイデータを、他のシステム利用者のデータと共に、共同閲覧・共同利用すること等に同意することが、本権限を得るためには必須である (本権限を得た者を、以下、“データ供与者”と呼ぶ)。
3. 実験申込みの際に、アレイ実験システム利用者は、データの公開方法・共同利用方法に関して「マイクロアレイシステム利用フォーム」の「Researcher Registration」のページにあるセレクトボックスから、御自身のデータ公開方法に関する条件について、次の3つのうち1つを選択する。
 - a. 実験終了後直ちに公開する。
 - b. 実験終了後、RED 内において、或るアレイ実験システム利用者自身が自らのアレイデータを、他のアレイ実験システム利用者のデータと共に、共同閲覧・共同利用し、1年経過後に一般公開とする。
 - c. 実験終了後1年間は非公開にし、1年経過後に一般公開とする。
4. マイクロアレイセンターは、或るアレイ実験結果1セットに関して、その実験を申込んだ研究グループがその実験成果を公表した日 (学会講演・論文による発表日、または特許申請の公開日) あるいは、当該研究グループがそのアレイ実験結果1セットをマイクロアレイセンターから受け取った日の、いずれかのうち、早い方の日付から1年後に、RED を介して一般公開する。
5. RED において一般公開されているデータの利用には、いかなる制限をもち

ない。

6. REDにおいて、“データ供与者”が、共同閲覧・共同利用に供されている RED 搭載データを利用して、研究成果を公表する場合、その内容に、他の“データ供与者”のデータが関係する場合、公表予定の内容がいかなるものであっても、それら全てのデータに関与する“データ供与者”とマイクロアレイセンターとの間で討議したのち、公表する。(ただし、マイクロアレイセンターが、共同閲覧・共同利用に供されている RED 搭載データを利用する場合については、この限りではない。) なお、マイクロアレイセンターは、この条項を守らない“データ供与者”が生じた場合、それ以降、その“データ供与者”のマイクロアレイ実験を拒否することが出来る。
7. マイクロアレイセンターで行ったマイクロアレイ実験の結果に基づいて特許申請を行う場合、申請前に、実験発案者や NIAS・STAFF 研を含む“当該実験の関係者”の間で、当該実験結果や特許申請書類の内容について話し合いを持つこととする。なお、特許の出願費用、維持費用の点で、実験発案者が出費に耐えられない場合は、特許に関する全権利を農業生物資源研究所に譲渡することが出来る。

以上の項目について良く理解し、承諾同意したことを誓約します。

西暦 2002 年 月 日 研究代表者

印